

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

国際ドラッグ統制システムの史的展開

落 合 雄 彦

はじめに

- 1 黎明期——第1次世界大戦前夜の時期——
 - 2 揺籃期——両大戦間期——
 - 3 確立期——第2次世界大戦以後の時期——
- むすびに代えて

はじめに

国際的なドラッグ統制の嚆矢ともいえる「国際アヘン委員会 (International Opium Commission)」がアメリカ主導のもと中国 (清国) の上海で開催されたのは、20世紀初頭の1909年2月のことであった。以来今日にいたるまでの約一世紀の間、国際社会では、国際連盟 (League of Nations: 以下、連盟と略す) と国際連合 (United Nations: 以下、国連と略す) という2つの普遍的国際機構を中心にしながら、ドラッグ問題対策を協議するための国際会議が幾度となく開催され、その過程のなかでドラッグの製造や流通を規制するための様々な国際条約が締結され、そして、そうしたドラッグ統制を維持・監視するための国際機関が複数設立されてきた。

本稿では、そうした国際会議、国際条約、国際機関などを通じてこれまでに構築され、そしていまもそれらを主要な構成要素として維持・運用されているところの、ドラッグ問題対策のための国際協調の枠組みあるいは体系のことを「国際ドラッグ統制システム (international drug control system)」と呼ぶことにしたい。

本稿の目的は、そうした国際ドラッグ統制システムの過去一世紀の史的展開を鳥瞰することにある。具体的にいえば、一世紀にわたる国際ドラッグ統制システムの展開を、①中国のアヘン禍をめぐって国際的なドラッグ統制の動きが萌芽し、世界最初のドラッグ関連条約が締結された第1次世界大戦前夜の時期（黎明期）、②ドラッグを複数のグループに分類して附表に記載し、表別に異なる水準の規制を適用する方式や、各国がドラッグに関する統計を国際機関に定期的に報告する制度といった、今日の国際ドラッグ統制の基本メカニズムが形作られた両大戦間期（揺籃期）、そして、③ドラッグ関連3条約が成立して今日の普遍的システムの基本構造が確立される一方、それへの異議申立てや批判が高まり、見直し議論が盛んに行われるようになった第2次世界大戦以降の時期（確立期）、という3つの時期に区分して概観する。

1 黎明期——第1次世界大戦前夜の時期——

(1) 英中アヘン協定（1908年）

ケシの美しい花が咲き終えたあとの未熟な蒴果に傷をつけ、そこから流れ出る乳汁を採取して乾燥させ固めたものを生アヘン（raw opium）^{しょう}という。19世紀、生アヘンはインドの重要な輸出品であり、インド産生アヘンはカルカッタ（現コルカタ）やボンベイ（現ムンバイ）の港から主に東アジアや東南アジア向けに輸出され、そこで煙膏（smoking paste）に加工された上で吸煙された[後藤 2005: 6-7]。そして当時、そうしたインド産生アヘンの最大の輸出先であったのが清朝中国である。

アヘンが中国に伝来したのは13世紀頃のことといわれている。当初その主な使用目的は下痢の治療などに限られていたため、アヘンの消費量はごくわずかではなかった[船山 2011: 70]。しかし、16世紀後半から17世紀前半にかけてタバコがアメリカ大陸から台湾海峡付近にもたらされ、オラ（龍法 '13）45 - 4, 304 (1334)

ンダ人がそれにアヘンを混ぜて吸うようになると、中国ではアヘン吸煙（opium smoking）という独特の習慣が生まれた。やがて吸煙に適した煙膏が生アヘンからつくられるようになり、人々はタバコを用いずにアヘン煙膏のみを長い煙管を使って吸うようになる[後藤 2005: 11]。そして17世紀には、そうしたアヘン吸煙が社交や娯楽などの目的で中国沿岸部一帯において広く行われるようになり、その拡大過程でアヘン依存症者の出現や風紀の乱れなどが社会問題化していく。

これに対して清朝政府は、18世紀に入るとアヘンの吸煙や輸入を禁止する勅令を何度か発したものの、アヘン禍を抑え込むことはできなかった。さらに、清国がアヘン戦争（1840-1842年）でイギリスに敗北すると、アヘン貿易は、中国では形式的にはなお非合法のままではあったものの、事実上容認されてしまう。そして、1856年のアロー号事件を発端とするアロー戦争（1856-1860年）で清国が再び敗北すると、1858年の天津条約によってアヘン貿易は正式に合法化された[後藤 2005: 7, 10]。こうした情勢のなかで、中国へのインド産アヘンの輸入量は、1775年には年間75トン程度でしかなかったが、19世紀に入るとアヘン戦争勃発前夜の一時期を除いてほぼ右肩上がりに増加するようになり、そのピークとなる1880年には6500トンにまで増大した[UNODC 2008: 174-175; 加藤 1980: 135]。

しかし、19世紀の中国では、インドに加えてエジプトやトルコなどからのアヘン輸入が増加する一方、国内の高まるアヘン需要に応えるために四川省などを中心にしてケシ栽培が拡がり、国産アヘンの生産も盛んに行われるようになる。たとえば、1836年に300トンであった中国国内のアヘン生産量は、アヘン輸入がピークに達した1880年には推計で同年の輸入量にほぼ匹敵する6500トン、さらに1896年には1万2000トンにまで急増する。他方、こうした国産アヘンの増産をひとつの背景にして、中国のアヘン輸入量は1880年を境に減少に転じ、1888年には5320トン、1898年にはピーク時の半分程度の3280トンにまで落ち込んだ[UNODC 2008: 176]。

ところでアヘンは、中国ではもともと「阿片」あるいは「鴉片」と表記されていた。しかし、1858年の合法化にともなってその貿易取扱上の名称は、身体や精神を蝕む毒物という負のイメージを払拭する狙いもあってか、「舶来の薬」といったニュアンスをもつ「洋薬」へと変更された。これに対して、国産アヘンは「土薬」と呼ばれ、輸入アヘンと区別された[加藤 1980: 138]。そして、洋薬（大半がインド産アヘン）の輸入量と土薬（中国国内産アヘン）の生産量がともに歴史的な急増を記録したのが19世紀、特に1840年代から1870年代にかけての時期であり、1880年頃には両者は量的にほぼ拮抗し、それ以降になると、もともと後発であった土薬の生産量の方が先発の洋薬の輸入量を凌駕して国内のアヘン需要の大半を満たしていくようになる。

このように19世紀末の中国ではインド産アヘンの重要性が国産アヘンに対して相対的に低下するようになり、そうしたなか20世紀に入ると、それまでアヘン貿易を執拗に擁護し続けていたイギリスがその立場を軟化させ、同貿易の廃止に理解を示し始める。イギリスの植民地インドの財政に占めるアヘン収入の割合が中国向けアヘン輸出量の減少とともに低下し、アヘン貿易堅持に固執する必要性が薄れたこと、中国で活動するイギリス人宣教師が布教などの障害になるとしてアヘン貿易に強く反対したこと、アヘン貿易反対論者の多い自由党が1905年にイギリスで政権の座に就いたこと、そして、同年にアヘン貿易廃止に向けた措置の実施を政府に求める動議がイギリス議会で可決されたことなどが、そうしたアヘン貿易に対するイギリスの政策転換の背景にあったといわれている[目黒 1990: 57-58; 後藤 2005: 24-25]。

そして清国では、イギリス政府の姿勢の変化を受けて1906年9月、国内のケシ栽培やアヘン使用を厳しく禁止し、10年以内に洋薬・土薬双方の撲滅を実現するとした「禁煙勅令」が発せられ、さらに11月には、そのための具体策を十か条にまとめた「禁煙章程」が發布された。そして、禁煙章

程実施のための交渉が英中間で開始され、1908年3月に最終合意に達している。同合意は、1908年から10年間にわたってインド産アヘンの中国向け輸出量を毎年10分の1（5100箱）ずつ通減し¹、1917年までに全廃することをイギリスが原則として受け入れる、そして、そのためにまず3年間イギリスがインド産アヘンの輸出量を年1割ずつ削減し、その間に中国も国産アヘンの生産量を減少させ、そうした中国側の努力がイギリス側によって確認されれば、イギリスはインド産アヘンの輸出通減を延長するための本取極めを中国と締結する、という骨子のものであった[目黒 1990: 55-58; 後藤 2005: 27-28; 新村 2012: 24]。

この英中アヘン協定は、しかし、中国がアヘン貿易禁止のために諸外国と結んだ初めての取極めではなかった。中国は、アヘン貿易がピークを迎えていた1880年前後の時期に、アメリカ、ブラジル、ロシアとの間でアヘン貿易を非合法化する条項を含んだ二国間条約をそれぞれ締結している。しかし、その一方で清朝政府は、アヘンの輸入やその国内流通過程で多くの税収入をえていたこともあって、1880年代から1890年代にかけての時期にはまだアヘン貿易廃止を喫緊の課題とは必ずしも認識しておらず、そのためにそうしたアヘン貿易禁止条項を含む諸条約がアヘン貿易の廃絶に直接つながるということではなかった[目黒 2009]。その意味で、10年間にわたってインド産アヘンの対中輸出を通減し、最終的にそれを全廃させることに合意した英中アヘン協定は、中国のアヘン規制を考える上でまさに画期的な二国間合意であったといえる。

その後、中国側が国産アヘンの削減に努力していることが確認されたこともあって、1911年5月には英中間でアヘン輸出通減合意をさらに7年間継続する本協定が締結される。そして、1911年10月に起きた辛亥革命とその後の混乱のなかで、中国国内のケシ栽培が再び拡大するという混沌とした状況が一時みられたものの、結局、当初合意していた1917年12月という最終期限よりも4年10カ月余りも早い1913年2月に最後の中国向けアヘンの積

み出しがインド側で行われ、これをもってインド・中国間のアヘン貿易は少なくとも公式的には終結した[後藤 2005: 50]。

このように英中アヘン協定は、インド・中国間のアヘン貿易を成功裏に終了させるとともに、中国国内でのアヘン生産を減少させることにも一定の成果を挙げた。しかし、そうした「成功」は、本稿のテーマである国際ドラッグ統制という観点からみると「負の伝統」を残したという側面があることもまた否めない。この点について歴史研究者のウィリアム・マカリストは、その著『20世紀におけるドラッグ外交——ある国際史——』のなかで次のように述べている、「10年合意（英中アヘン協定）の「成功」は、ドラッグの供給規制に焦点をあてるという雰囲気とその後の諸交渉の基調としてしまった。以後、ドラッグ問題を終わらせるための最も直接的な方法とは、乱用に使われるドラッグ余剰分を根絶することである、とみなされていく。その結果、依存をもたらし原因、供給と需要の間の関係性、フォーマルな規制によって違法活動が助長されるか否かといった諸問題については、ほとんど関心が向けられなくなってしまったのである」[McAllister 2000: 26]。

後述するとおり、少なくとも20世紀中葉まで、国際ドラッグ統制システムの基本的な考え方は、ドラッグを使用する需要側ではなくそれを生産し流通させる供給側に焦点をあて、後者への規制を強化することでドラッグ問題の解決を図ろうとするものであった。そこでは、ドラッグ問題の主因は「医療学術目的以外に使用される余剰ドラッグの存在」へとしばしば矮小化され、その供給（生産や流通）を断つことこそがドラッグ問題解決の要諦とみなされるようになる。そして、英中アヘン協定は、そうした「供給削減（supply reduction）」を重視する国際ドラッグ統制のいわばプロトタイプとなったのであり、その「成功」の影響を部分的に受けて形成された後世の国際ドラッグ統制システムでは、「需要削減（demand reduction）」が総じて軽視されたり、ドラッグ使用者が抱える課題への取

り組みがしばしば看過されたりするようになるのである。

(2) 国際アヘン委員会 (1909年)

英中アヘン協定は、国際的なドラッグ統制の史的淵源を考える上でたしかに重要ではあるが、しかしそれは、あくまでもアヘン規制に関する二国間取極めにすぎなかった。これに対して、アヘン規制を多国間化する上で重要な役割を果たしたのが1909年の国際アヘン委員会であり、それを主導したのがアメリカであった。

アメリカは、1898年の米西戦争でスペインに勝利し、フィリピンを植民地として獲得した。しかし、当時のフィリピンには、すでに数万人規模の中国人コミュニティが存在しており、そこでは清国社会と同様にアヘン吸煙が広く行われていたのである。それでもスペイン統治時代までのフィリピンでは、アヘン流通は専売化されており、植民地政府が生アヘンの輸入から煙膏への加工、そして販売までを独占するとともに、専売制のもとでアヘン煙膏を購入できる者は中国人にのみ限定されていたため、アヘン吸煙は深刻な社会問題とはなっていなかった。しかし、アメリカによるフィリピン植民地化に伴ってスペイン統治時代のアヘン専売制が廃止されると、アヘンの輸入量が急増するとともに、中国人だけではなくフィリピン人のなかにもアヘン依存症者が現われるようになる。

そうした状況を憂慮した当時のフィリピン民政総督で、のちに第27代アメリカ大統領になるウィリアム・タフト (William Howard Taft) は、アヘン専売制をフィリピンに復活させようと試みたが失敗してしまう。そして、それを受けて1903年7月に3名から成る「フィリピン・アヘン調査委員会 (Philippine Opium Investigation Committee)」を設置し、周辺地域におけるアヘン問題や関連法制度などを調査させた上で、フィリピンに適したアヘン規制のあり方を報告させようとした。同委員会は、1903年8月から1904年1月にかけて、日本、台湾、中国、香港、サイゴン、シンガポール、

ビルマ、ジャワの各地を訪問して調査を行い、1904年6月にフィリピン行政委員会に報告書を提出している[笠原 2006]。

そして、この調査委員会に参加していたのが米国聖公会フィリピン宣教区主教のチャールズ・ヘンリー・ブレント（Charles Henry Brent）という人物であり、その後の彼のイニシアティブが国際アヘン委員会開催のひとつの重要な契機となった。すなわち、調査委員会の活動を通じてフィリピンのみならずアジア諸地域のアヘン問題に広く精通するようになったブレントは、アヘン問題に対応するためには多国間協調が有用であると考えようになり、1906年7月、当時のアメリカ大統領セオドア・ルーズヴェルト（Theodore Roosevelt）にあてて書簡を送り、極東地域のアヘン問題を主要テーマとする国際会議の開催を提唱したのである[Taylor 1969: 47]。

こうしたブレントからの提案を受けてアメリカ国務省は、中国で1906年9月にアヘンの禁煙勅令が發布されるとすぐに、アヘン貿易の一方の当事国であるイギリスと、日露戦争（1904-1905年）に勝利してアジアの地域大国として台頭しつつあった日本の両国政府に対して、極東地域のアヘン問題に関する国際会議を開催するというアイデアについての意見を求めた。これに対して、日英両政府から特段の強い異論がなかったので、アメリカ国務省はフランスや中国といった他の関係諸国にも国際会議の開催を打診した。そして、多くの国から「会議（conference）」ではなく「調査委員会（commission）」とすることが望ましいとの回答をえたため、アメリカは1908年5月、翌年に上海で国際アヘン委員会を開催することを正式に提案したのである[後藤 2005: 30]。

1909年2月、国際アヘン委員会が開催された。委員会参加国は、アメリカ、イギリス、日本、中国、フランス、オランダ、ドイツ、イラン（ペルシア）、ロシア、タイ（シヤム）、ポルトガル、オーストリア・ハンガリー帝国、イタリアの13カ国であった。委員長には、アヘン問題に関する国際会議の開催をルーズヴェルト大統領に建言するとともに、アメリカ代表団（龍法 '13）45 - 4, 310（1340）

表1 国際ドラッグ統制システムの展開 (年表)

区分	年	会 議	条約・宣言	機 関	概 要
黎明期 (第1次大戦前夜の時期)	1909	国際アヘン委員会 (上海)	9つの決議		ドラッグ対策のための史上初の多国間国際会議。13カ国が参加した。アヘン類の規制推進を各国政府に対して働きかけることで合意した。
	1911	第1回国際アヘン 会議 (ハーグ)			国際アヘン委員会の勧告決議を条約化するためにアメリカ主導で開催された国際会議。12カ国が参加した。イタリアがインド麻 (カンナビス) への規制を議題とするように求めたが、認められなかった。
	1912		「アヘン及び他のドラッグの乱用抑制に関する条約」(国際アヘン条約 あるいはハーグ条約)		アヘン類や他のドラッグの製造・取引などを医療のような合法的に限定した。アヘンやモルヒネに加えてヘロインやコカインが規制対象物質に追加される。1915年2月に一部諸国間で「発効」したのち、1919年6月に正式に効力を発生した。
	1913	第2回国際アヘン 会議 (ハーグ)			24カ国が参加。会議開始までに全世界46カ国中34カ国が国際アヘン条約に署名し、会議期間中にウルグアイとペルーが新たに署名したが10カ国が署名せず (あるいは、その意思を表明せず) に閉会した。
	1914	第3回国際アヘン 会議 (ハーグ)			会議開始までに43カ国が国際アヘン条約に署名し、会議期間中にギリシヤが新たに署名したが、セルビアとトルコの2カ国は最後まで署名の意思を表明しなかった。
	1919		ヴェルサイユ条約、スイスイ条約、トリアノン条約などの諸議和条約		諸議和条約への署名・批准が国際アヘン条約への署名・批准に等しいものとされた。
揺籃期 (両大戦間期)	1920			国際連盟	連盟は有害ドラッグ取引に関する取極めの履行監視の任務を担うようになる。
				連盟アヘン 諮問委員会 (OAC)	連盟理事会のもとに設置された機関。8カ国の政府代表とアセッサーと呼ばれる3名の専門家で当初構成された。

1924	国際アヘン会議 (ジュネーヴ)			アヘン吸煙削減について議論する第1会議（8カ国参加）と、ドラッグ全般の製造および使用制限を議論する第2会議（41カ国参加）に分けて開催される。
1925		「アヘン煙膏の製造、国内取引及び使用に関する協定」（ジュネーヴ協定）		アヘン煙膏の製造、国内取引および使用を漸進的に縮減することに形式合意した協定。中国を除く7カ国（インド、イギリス、フランス、日本、オランダ、ポルトガル、タイ）が署名した（1926年7月発効）。
		「危険薬品に関する国際条約」（ジュネーヴ条約あるいは1925年国際アヘン条約）		国際アヘン条約（ハーグ条約）の一層の制度化を目指して締結された条約。エジプトの提案でカンナビスが規制対象物質に初めて追加されたが、その国際取引のみが規制される。国別の輸入見積報告、消費量と輸出入量に関する統計報告、輸入証明書・輸出許可書発給といった諸制度が規定されたほか、のちにPCOBと呼ばれる準司法的機関の設置について定めた（1928年9月発効）。
1928			常設中央アヘン委員会 (PCOB)	ジュネーヴ条約を根拠に設立された国際機関で、同条約の締約国から提出のあったドラッグ関連の見積報告や統計報告を検査し、必要に応じて締約国や連盟理事会の注意を喚起するものとされた。
1931	麻薬の製造制限に関する会議（ジュネーヴ）	「麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約」（麻薬製造制限条約）		医療学術目的に必要なドラッグ需要量の見積報告制度を導入し、その監視のために麻薬監督機関（DSB）の設立を規定した。また、のちに「ドラッグ・スケジューリング」と呼ばれる、乱用の危険性などを基準にドラッグを複数のグループに分類してそれらを附表に記載し、それぞれに異なる水準の規制を適用する方法が初めて採用される（1933年7月発効）。
	パンコク会議	「アヘン吸食防止に関する協定」（アヘン吸食防止協定）		パンコク会議は、1925年ジュネーヴ協定の規定にもとづき、ハーグ条約と同協定の適用状況を検証するために開催された。極東でのアヘン吸煙に関する協定が締結されたものの、特に目立った成果はなかった（1937年4月発効）。
1936	危険薬品の不正取引の抑制に関する会議（ジュネーヴ）	「1936年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約」（不正取引防止条約）		不正取引防止条約は、ドラッグの不正取引に焦点をあてた初の国際条約。ドラッグの不正取引をめぐる一部の違反行為を国際犯罪として明確に位置つけた。1939年10月に発効したが、批准国は13カ国にすぎず、その影響力は限定的であった。

揺籃期（前大戦間期）

1945			国際連合	国連は、国際ドラッグ統制に関する任務を連盟から継承した。
1946		「1912年1月23日にハーグで、1925年2月11日、1925年2月19日及び1931年7月13日にジュネーヴで、1931年11月27日にバンコクで、並びに1936年6月26日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する議定書」(レーク・サクセス議定書)	国際連合	レーク・サクセス議定書は、国際ドラッグ統制に関する機能を連盟から国連へと移管するために、それまでに発効していた6つの取極めの条文の加筆修正や文言の置き替えについて規定している (1947年10月発効)。
1948		「1946年12月11日にレーク・サクセスで署名された議定書によって改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する1931年7月13日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下に置く議定書」(パリ議定書)	国連麻薬委員会 (CND)	連盟時代のOACに代わって国連経済社会理事会のもとに設置された機能委員会。現在は53カ国の政府代表によって構成され、国際ドラッグ統制における中核的な政策立案機関としての役割を担う。
1953		「けしの栽培並びにアヘンの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書」(ニューヨーク・アヘン議定書)		パリ議定書では、新しい合成ドラッグを麻薬製造制限条約の統制下に置くための仕組みが規定された (1949年12月発効)。
1961		「1961年の麻薬に関する単一条約」(麻薬単一条約)		アヘンの輸出目的生産国を7カ国 (ブルガリア、ギリシャ、インド、イラン、トルコ、ソ連、ユーゴスラヴィア) に制限。1963年3月に発効したものの、その直後の1964年12月に麻薬単一条約が発効したことで効力を失った。
1968			国際麻薬統制委員会 (INCB)	従来のドラッグ関連諸条約の整理統合を主な目的として成立した、今日の国際ドラッグ統制システムにおける基本条約。規制対象物質を4つの附表に分類する。規制範囲が拡大され、コカ葉咀嚼や医療に準じるアヘン摂取といった伝統的な使用についても一定の過渡的措置期間のうちに廃止されることとなった (1964年12月発効)。
				麻薬単一条約を根拠に設置された準司法的な国際機関。それまでのPCOBとDSBを統合した組織であり、当初は経済社会理事会选择する専門家11名で構成された。

確立期 (第2次世界大戦以後の時期)

確立期（第2次世界大戦以後の時期）

1990	国連薬物特別総会 (ニューヨーク)	「政治宣言」「グローバル行動プログラム」		1991-2000年を「国連麻薬撲滅の10年」とする政治宣言などが採択された。
1991			国連薬物統 制計画 (UNDCP)	国連事務局麻薬部 (DND)、UNFDAC、INCB事務局の3者を統合して設立された組織。
1997			国連薬物統 制・犯罪防 止事務所 (ODCCP)	UNDCPと国際犯罪防止センター (CICP) を統合して設立された組織。
1998	国連薬物特別総会 (ニューヨーク)	「政治宣言」「薬物需要削減の指針に 関する宣言」「世界薬物問題対策に 関する国際協力強化措置」		国連麻薬特別総会では、2008年までに麻薬原料植物 (コカ樹、 ケシ、大麻植物) の不正栽培を根絶あるいは大幅減少させる とする「政治宣言」のほか、それまでの供給削減に加えて需 要削減を唱える宣言などが採択された。
2002			国連薬物犯 罪事務所 (UNODC)	UNODCは、ODCCPを改組して設立された国連事務局内の一 部局であり、ドラッグ問題の調査・分析やケシ栽培の代替開 発支援などの諸活動を展開している。CNDとINCBの事務局 を兼ねる。
2009	国連麻薬委員会ハ イレベル・セグメン ト (ウィーン)	「世界ドラッグ問題に対応するため の、統合されバランスのとれた戦略 に関する政治宣言および行動計画」		CNDハイレベル・セグメントにおいて、2019年までの達成目 標などを定めた政治宣言および行動計画が採択された。

出所) Bewley-Taylor and Jelsma [2011: 3], INCB [2012: 8], McAllister [2000], Taylor [1969], UNODC [2008: 173-222]などをもとに筆者作成。

確立期 (第2次世界大戦以後の時期)

の首席にも任命されたブレント主教が就任した。委員会では、まず各国が事前に調査してきた自国の領土・属領のアヘン問題状況や関連制度に関する報告がなされ、質疑応答が行われた。そして、同委員会では、最終的に9つの決議が採択されている。しかし、国際アヘン委員会は外交全権団による国際会議ではなく、あくまでもアヘン問題に関して調査を行う委員会という位置づけであったため、その決議には法的拘束力はなく、それは各国政府に対する勧告に留まるものとされた²。

しかし、国際アヘン委員会の決議には、その後の国際ドラッグ統制システムのあり方を考える上で重要と思われる要素がいくつか含まれていた。第一は、各国代表がアヘン吸煙を漸進的に禁止するための国内措置を講じるように自国政府に対して働きかけることで合意した点である（9つある決議のうちの第2決議）。それまで物質使用の規制は、純粹に各国の国内問題でしかなかった。ところが、国際アヘン委員会の第2決議において、あくまで政府に対する勧告にすぎないとはいえ、アヘン吸煙が各参加国内で漸進的に禁止されるべき事項とされたことで、物質使用の規制は各国共通の課題として位置づけられるようになったといえる。

同委員会決議のなかで注目される第二のポイントは、アヘンとその派生物の流入を禁止している国に向けて自国の港からそれらが積み出されることを防ぐ措置を各国政府に対して求めた点である（第4決議）。このように、ドラッグの使用や流入を禁止している国だけではなく、そこにドラッグを輸出しようとしている国に対しても規制の責任を求めることは、前述の第一の点とも関連するが、ドラッグ規制を単に各国の国内問題としてではなく、諸国家が協調して取り組むべき国際問題として明確に位置づけることを意味した。このために、国際ドラッグ統制システムの構築を主導していた当時のアメリカにとって、第4決議は、国際アヘン委員会によって「採択されたすべてのもののなかで最も重要な決議」[Taylor 1969: 77]となった。

そして、同委員会の諸決議のなかで、その後の国際ドラッグ統制システムのあり方を考える上で注目される最後のポイントは、アヘンだけではなくモルヒネや他のアヘン類についても規制が合意された点である（第5決議）。国際アヘン委員会は、もともとアヘン問題について調査することを目的とした国際委員会ではあったが、当時すでに中国などの一部諸国ではアヘンの吸煙に代わってその派生物質、特にモルヒネの乱用が社会問題化しており、委員会においてもモルヒネ問題が議論された。

アヘンの有効成分のひとつであるモルヒネ（morphine）は、19世紀初頭にドイツの薬剤師フリードリッヒ・ゼルチュルネル（Friedrich Wilhelm Adam Sertürner）によって単離された物質である。アヘンよりも強力な麻酔効果があり、1853年にモルヒネ投与のために皮下注射器が発明されると、様々な疼痛に対して効果的な鎮痛・鎮静薬として広く普及するようになり、アヘン依存症の治療などにも用いられた。しかしその一方で、モルヒネはアヘンに代わる嗜好品としても使用され、その反復使用に伴って深刻な依存症者が現われるようになっていたのである。

国際アヘン委員会の第5決議では、アヘンだけではなくモルヒネを含むアヘン類の使用についても深刻な懸念が示され、その規制の必要性が謳われた。それは、複数の規制対象物質をひとつの共通した枠組みのなかで論じるといふ、その後の国際ドラッグ統制システムの基本的な討議スタイルの原型になったといえる。

(3) 国際アヘン会議（1911-1914年）と国際アヘン条約（1912年）

国際アヘン委員会は、アヘンとその派生物質の規制に関する9つの決議を採択して1909年2月26日に閉会した。しかし、同委員会決議はなんら法的拘束力をもたなかったため、アメリカ国務省はその条約化を目指し、委員会終了からわずか8カ月後の同年9月には、条約締結の権限を有した代表団が参加する国際会議の開催を関係諸国に提案している。これに対してオ

ランダは、アメリカの提案に賛同するとともに同会議を自国のハーグで開催することを提案した。

他方、イギリスは、国際アヘン委員会終了から間もない時期での国際会議の開催は時期尚早であり、また、そうした国際会議は英中アヘン協定といったイギリスの外交問題や当時のインドでみられた伝統的なアヘン摂食 (opium eating)³といった内政問題への諸外国の関与を招くとして強く警戒した。しかし国際政治情勢への配慮から、イギリスは結局、同国が批判対象とされやすいアヘンだけではなくモルヒネやコカインについても取り上げること、各国が自国におけるドラッグ問題の状況を事前に調査しておくこと、そして、英中間の取極めについては議題としないことなどを条件にアメリカの提案する国際会議の開催に同意した。

こうして「国際アヘン会議 (International Opium Conference)」が、アメリカの当初の提案から2年以上をへた1911年12月になってようやくオランダのハーグで始まり、年末年始の休会を挟んで翌年2月まで開催された。参加国は、アメリカ、大英帝国、オランダ、日本、中国、フランス、ドイツ、イラン (ペルシア)、ロシア、タイ (シヤム)、ポルトガル、イタリアの12カ国であった。議長には、国際アヘン委員会のときと同様にアメリカのブレント主教が就任した。そして同会議での審議をへて採択・調印されたのが、ドラッグ規制に関する初の多国間条約となる「アヘン及び他のドラッグの乱用抑制に関する条約 (Convention for the Suppression of the Abuse of Opium and Other Drugs)」である。同条約は、一般に「国際アヘン条約 (International Opium Convention)」あるいは「ハーグ条約 (The Hague Convention)」と呼ばれている。

国際アヘン条約 (ハーグ条約) は6章構成であり、全体は25条から成る。第1章は生アヘンについて規定しており、自国への生アヘンの流入を禁止している国へのその輸出を防止するための措置を講じることが締約国に正式に義務づけられた (第3条)。

第2章はアヘン煙膏の規制について定めており、締約国はその輸出入をただちに禁止すること（第7条）、それが困難な場合には、積出港を制限したり、許可をえた者だけが輸業務に従事できるようにしたりすることが規定された（第8条）。

第3章は、モルヒネ、コカイン、ヘロインなどの規制に関する諸規定である。

コカイン (cocaine) は、南米原産の植物コカの葉から抽出される精神作用物質であり、1855年、ドイツのフリードリッヒ・ゲデッケ (Friedrich Gaedcke) によって初めて単離された。その後、1859年にドイツのアルベルト・ニーマン (Albert Friedrich Emil Niemann) が純度の高い物質をえるための単離技術の開発に成功し、その成果を1860年に論文として発表した。そして、そのなかでニーマンは、自ら単離した物質を植物コカに因んでコカインと命名した[船山 2011: 103]。コカインは、末梢性の知覚麻痺作用に加えて一種の中枢刺激作用があり、強い精神的の高揚感や陶酔感をもたらす物質である[宮里 1999: 131]。

他方、ヘロイン (heroin) は、モルヒネに無水酢酸を加えて精製することでえられる物質である。1874年にイギリスのチャールズ・ロムリー・オールダー・ライト (Charles Romley Alder Wright) が精製に成功し、その後1898年に「ヘロイン (Heroin)」という商品名の鎮咳薬として販売されるようになった。ヘロインは当初、強力な鎮咳作用のゆえに人気を博したが、やがてその依存性や退薬症状の強さが明らかになり、1910年には販売が中止された。

そして、1912年の国際アヘン条約では、第3章のなかで、従来のモルヒネなどに加えてそうしたコカインやヘロインについてもその製造や取引を規制することが定められたのである（第9-14条）。なお、会議開催直前にイタリア政府が、当時インド麻 (Indian hemp) と呼ばれていたカンナビス (cannabis) の規制を議題に含めるように求めたが、国際アヘン会議で

は結局、データ不足や多くの参加国の無関心などもあってインド麻（カンナビス）が規制対象物質として本格的に議論されることはなかった[Mills 2003: 154-155]。

国際アヘン条約の第4章では中国をめぐるドラッグ規制、第5章ではドラッグ不正所持の刑事罰化とオランダ外務省を条約事務局とすることがそれぞれ規定された。そして第6章では、国際アヘン会議に参加した12カ国以外に当時世界に存在していた34カ国に対しても、オランダ政府が国際アヘン条約への署名を働きかけること、1912年末までに世界の全国家の署名がえられない場合には対応協議のための国際会議を別途招集すること、そして、世界の全国家の署名および批准がえられたのちにオランダ政府が各締約国にその事実を通知し、同通知日から3カ月後に条約を発効させることなどが定められた。

このように国際アヘン条約では、会議に参加した12カ国だけではなく、それらを含む当時の全国家46カ国の署名・批准が発効条件とされた。そして、そうした厳しい発効条件を強く求めたのは、当時世界最大のコカイン製造国であったドイツである。ドイツの代表団は、もし、ボリビア、ペルー、スイスといった国際アヘン会議不参加国の署名・批准がないままで国際アヘン条約が発効してしまうと、コカイン製造を行う自国の製薬業界が規制強化に伴う損害を一方的に被りかねないと主張し、世界の全国家の署名・批准を発効条件とするように強く要求した。その主眼は、高いハードルを課すことで条約の発効をできるだけ遅らせることにあったが、そうした規制実施の先延ばしは実は他の会議参加国の多くにとっても好都合な面があったため、最終的に国際アヘン条約では世界全国家の署名・批准が発効条件とされることになった。

そして、条約の定める期限である1912年末までに世界の全国家の署名を集めることができなかったため、1913年7月に第2回、1914年6月に第3回の国際アヘン会議がそれぞれハーグで開催された。両会議では、各国への署
(龍法 '13) 45 - 4, 320 (1350)

名の働きかけが継続されたものの、第3回会議の閉会時になっても世界46カ国中セルビアとトルコの2カ国が署名の意思を表明しなかったため、国際アヘン条約は発効しないまま、世界の諸国家は第1次世界大戦へと突入してしまうことになった[Taylor 1969: 111-119]。

(4) 小括

本章では、第1次世界大戦前夜の時期における国際ドラッグ統制システムの展開をみてきた。この時期にはまず、国際ドラッグ統制システム構築に向けた動きの初穂ともいえるべき国際アヘン委員会が、アヘン貿易の逡巡に合意した英中アヘン協定の成立をひとつの史的背景としながら、1909年にアメリカ主導のもと上海で開催されている。そして、そうしたアヘン規制を求める国際的な動態は、1911-1912年のハーグ国際アヘン会議をへて、1912年には史上初の国際ドラッグ統制条約である国際アヘン条約の締結という形で一応結実する。しかし、同条約は、世界の全国家の署名・批准を発効条件としていたこともあって、第1次大戦勃発前に発効することはなかった。また、国際ドラッグ統制システムの維持・運用のために今日重要な役割を果たしている様々な国際機関についても、この時期にはまだまったく整備されていなかった。そうした意味で、国際ドラッグ統制システムの史的展開における第1次世界大戦前夜の時期とは、あくまでもその黎明期にすぎなかったものであり、そこでは国際ドラッグ統制システムの萌芽こそみられたものの、それはまだ内実をほとんど伴っていなかったといえる。

2 揺籃期——両大戦間期——

(1) ヴェルサイユ条約（1919年）と連盟アヘン諮問委員会（1920年）

1914年7月、のちに第1次世界大戦と呼ばれることになる、世界の諸国家

を巻き込んだ大規模戦争が勃発した。そうしたなか1915年2月には、アメリカ、中国、オランダの3カ国が、未発効のままになっていた国際アヘン条約を同諸国間のみで発効させ、その後そうした動きにノルウェーとホンジュラスが加わった[Taylor 1969: 120]。しかし、そうした一部諸国による国際アヘン条約の「発効」は、戦時中であつたこともあつて、ほとんど実質的な意味をもたなかった。

ところが、第1次大戦の終結を契機にして、そうした事態は一変する。

終戦後の1919年6月、連合国と敗戦国ドイツの間で「同盟及び連合国とドイツとの平和条約 (Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Germany)」という講和条約が調印された。いわゆる「ヴェルサイユ条約 (Treaty of Versailles)」である。そして、同条約の第295条において、ヴェルサイユ条約の締約国はそれまでの1912年国際アヘン条約の署名・批准状況にかかわらずその発効に同意すること、そして、ヴェルサイユ条約の批准をもって国際アヘン条約の批准に等しいものとみなすことが規定されたのである。こうして国際アヘン条約は、第1次世界大戦の講和条約であるヴェルサイユ条約の成立をもって発効した。その後、連合国側は、たとえば1919年には敗戦国ブルガリアとの間でいわゆる「ヌイイ条約 (Treaty of Neuilly-sur-Seine)」を、1920年にはハンガリーとの間で「トリアノン条約 (Treaty of Trianon)」を、そして同年にトルコ (オスマン帝国) との間で「セーヴル条約 (Treaty of Sèvres)」をそれぞれ締結したが、それらの講和条約のなかにもヴェルサイユ条約第295条とほぼ同様の条文が盛り込まれた。

他方、ヴェルサイユ条約の第1編は「国際連盟規約 (Covenant of the League of Nations)」となっており、その第23条のなかで、アヘンなどの有害ドラッグの取引に関する取極めの履行監視の任務は連盟に委託されることが規定された。こうして第1次大戦前夜に国際アヘン委員会という多国間会議を嚆矢として始まった国際ドラッグ統制の動きは、同大戦以降に

なると連盟、次いで第2次世界大戦後になると国連という2つの普遍的国際機構の枠組みのなかで主に展開されるようになる。

そして、連盟がまずドラッグ統制のために1920年12月に設立を決議し、翌年より活動を始動させたのが、「アヘンおよび他の危険ドラッグの取引に関する諮問委員会（Advisory Committee on Traffic in Opium and Other Dangerous Drugs）」にほかならない。「アヘン諮問委員会（Opium Advisory Committee: OAC）」と通称される同委員会は連盟理事会のもとに置かれ、その決議は理事会での審議後に総会第5委員会（人道・社会問題担当）に回されることとされた[後藤 1999: 70]。当初OACメンバーに任命されたのは、日本、中国、タイ（シヤム）、イギリス、フランス、オランダ、ポルトガル、インドの8カ国であり、そうした政府代表とは別に、「アセッサー（assessor）」と呼ばれる専門家3名が個人の立場で委員会に出席した。OACは、今日の国際ドラッグ統制の主要機関であり、国連経済社会理事会（United Nations Economic and Social Council: ECOSOC）の機能委員会のひとつでもある「麻薬委員会（Commission on Narcotic Drugs: CND）」の前身組織であり、その主な任務は、アヘンなどのドラッグの取引に関する合意の履行監視とそれに関わる国際的な課題の検討・提案を行うこととされた[Taylor 1969: 148]。そして、その後OACは、ドラッグの生産や取引などに関する質問票を各国政府に送付して情報収集を行ったり、ドラッグに関する輸出入許可制度の即時導入を各国に呼びかけたりするなどの活動を展開した。

ところで、上海での国際アヘン委員会の開催（1909年）からハーグでの複数回にわたる国際アヘン会議の開催（1911-1914年）へといたる、第1次世界大戦前夜の一連の国際ドラッグ統制の動きを主導したのは、前述のとおりアメリカであった。しかしアメリカは、第1次大戦後は連盟に加盟せず、したがって当初OACのメンバーでもなかったため、しばらくの間は国際ドラッグ統制システムを形成する主要な潮流から孤立せざるをえな

かった。これに対して両大戦間期、OACメンバーとしてドラッグ統制をめぐる国際協調において主導的役割を演じようとしたのがイギリスであり、そのイニシアティブのもとで1924年から1925年にかけて開催されたのがジュネーヴでの国際アヘン会議であった。

(2) 国際アヘン会議（1924-1925年）とジュネーヴ条約（1925年）

1924年11月、アヘンなどへの新たな規制のあり方について検討する国際会議がスイスのジュネーヴで始まった。同会議は、イギリスの提案にもとづいて、極東地域におけるアヘン吸煙量削減について協議する第1会議と、アヘンを含むドラッグ全般の製造や取引などの規制について検討する第2会議とに分かれて開催された。

極東でのアヘン吸煙量削減について話し合う第1会議は、イギリス、フランス、オランダ、中国、インド、ポルトガル、タイ（シャム）、日本の8カ国が参加し、当初11月3日から17日までの予定で開催された。しかし、会議が始まると、香港におけるアヘン類の船荷積替え問題などをめぐってイギリスと日本の間で意見が激しく対立し、協議は難航した。この点に関して、劉明修は次のように述べている、「国際阿片問題の目付役ともいえるべきアメリカを排除した第一会議は、「ねこのいないねずみ同志だけの会議」ゆえ、無事平穩に議了するであろうと予想された。が、いままで阿片問題の「両悪」と見られてきた「生産のイギリス」と「密売の日本」が、日本人の中国における密売をめぐる正面衝突となり、あわや会議は決裂するかと気づかれる時もあった」[劉 1983: 128]。

日本は当時、モルヒネなどをイギリスから香港経由で大量に輸入していたが、その多くは植民地台湾などを経て中国に密輸出されていた。また、日本や台湾向けのモルヒネなどのなかには、香港での船荷積替えの際に密かに抜き取られ、中国へと密売されるものが相当量みられた。そうした日本人による密貿易の拡大を警戒したイギリスは、香港において日本や台湾

向けのもルヒネなどの船荷積替えが行われる場合には、日本あるいは台湾専売局の輸入証明書や公文書が添付されている場合であっても、香港政府がそれに介入して審査を行うことができる、と主張したのである。これに対して日本は、日本側の公文書が添付されているにもかかわらず香港政府が日本や台湾向けのもルヒネなどの積替えに介入することは断じて許容できないと主張し、日英両国代表は激しく対立した。結局、この二国間の衝突のために第1会議の協議は一時暗礁に乗り上げたが、11月17日から並行して始まった第2会議においてアメリカが、極東のアヘン吸煙削減に関する第1会議の成果が不十分な場合には第2会議の協定自体に参加しない旨表明したこともあって、やがて第1会議において日英間の妥協が成立した[後藤 2005: 81-82]。

第1会議はしかし、当初の予定から大幅に遅れて1925年2月11日になってようやく終了したものの、その成果は総じて乏しかった。会議最終日に締結された「アヘン煙膏の製造、国内取引及び使用に関する協定 (Agreement concerning the Manufacture of, Internal Trade in, and the Use of Prepared Opium)」は、アヘンの流通や販売を原則として政府専売とすること、未成年者へのアヘン販売を禁止すること、未成年者によるアヘン吸煙所への立ち入りを禁止すること、アヘン販売所および吸煙所の数を制限することなどについて一応規定した。しかし、このジュネーヴ協定では、アヘン吸煙の全廃期限は明記されず、それに附属する文書のなかで、あくまでも条件付きという形で15年以内にアヘン吸煙を廃止する旨の言及がなされるにとどまった[UNODC 2008: 193; 後藤 2005: 92]。

他方、第2会議には、第1会議参加国にアメリカなどを加えた41カ国が参加した。会議冒頭、ドラッグ統制推進派の急先鋒であったアメリカが、アヘン吸煙に関する第1会議とドラッグ全般の生産や取引に関する第2会議に分けて国際アヘン会議を開催することにはもともと反対であったと発言し、自国を排除した第1会議がアヘン吸煙問題に関して十分な成果を挙げ

られない場合には、同問題を第2会議において討議する権利を留保すると主張した[後藤 2005: 85]。また、その後アメリカは、第1会議の成果次第では第2会議の協定への参加を見送る可能性さえあると発言した。

当時アメリカが第1会議の成果としてこだわったのは、同会議参加国がアヘン全廃の期限について明確な合意に達するという点にあった。アメリカは、アヘン吸煙を認めている第1会議参加国が、英中アヘン協定を範としてアヘンの輸入量を毎年1割ずつ削減し、10年間でアヘン吸煙を全廃すべきであると主張した。これに対してイギリスは、第1会議参加国でもないアメリカが同会議の議題であるアヘン吸煙問題に介入することに強く反発しながらも、最終的には、連盟理事会任命の委員会が中国などからのアヘン輸出量が適切に制御されていると認定した時点から15年以内にアヘン吸煙を全廃する、という妥協案を提示した。しかしアメリカは、アヘン吸煙全廃に要する期間を当初の10年から15年へと延長することには同意したものの、その15年という全廃期間のカウントダウンを無条件かつ即座に開始するように第1会議参加国に対して強く迫った。そして結局アメリカは、1925年2月、国際アヘン会議から期待できる成果は国際ドラッグ統制を前進させるものとしては不十分であるとして第2会議から脱会し、中国もこれに追随して第1および第2の両会議から脱会した[McAllister 2000: 76]。

こうした事態に対してイギリスは、脱会したのがアメリカと中国の2カ国にとどまったこともあって会議の取りまとめを急ぎ、前述のとおり2月11日には第1会議を終了させ、中国を除く7カ国のみでジュネーヴ協定を締結した。さらに2月19日には第2会議が議了し、「危険薬品に関する国際条約 (International Convention relating to Dangerous Drugs)」という新条約が締結された。「ジュネーヴ条約 (Geneva Convention)」あるいは「1925年国際アヘン条約 (International Opium Convention of 1925)」と呼ばれる同条約には最終的に34カ国の代表が署名した。

ジュネーヴ条約は全7章39カ条から成り、同条約の特徴としては第一に、
(龍法 '13) 45 - 4, 326 (1356)

1912年国際アヘン条約には盛り込まれなかったインド麻（カンナビス）が初めて国際的な規制対象物質に含められたという点を指摘できる（第11条）。

カンナビス（大麻）は、中央アジアのカスピ海沿岸を原産地とする、アサ科の雌雄異株の一年生草本である。古代から繊維や食物のほか治療薬として広く利用され、日本を含む世界各地で栽培されてきた。カンナビスには、カンナビノイドという物質が60種類以上含まれており、そのなかでも特に強い精神作用をもつのがテトラヒドロカンナビノール（Tetrahydrocannabinol: THC）である[宮里 1999: 120]。THCはカンナビスの花穂や葉に多く含まれており、それらを乾燥させたものをマリファナ（marijuana）あるいは乾燥大麻というのに対して、そこから取れる樹液を圧縮して固形状にしたものをハシッシュ（hashish）あるいは大麻樹脂という。そして当時、特にハシッシュの使用拡大に危機感を募らせていたのがエジプトであり、同国政府代表が第2会議においてカンナビス規制の必要性を強く訴えた結果、その国際取引が統制対象に加えられることになった[Mills 2003: 169-176]。しかし、ジュネーヴ条約では、カンナビスの国際取引こそ規制されたものの、その生産や使用までが禁止されたわけではなかった。

ジュネーヴ条約の第二の特徴としては、ドラッグの国際取引に関して輸入証明書・輸出許可書制度が初めて導入された点を指摘できる（第12-13条）。アヘン、コカイン、カンナビスといった規制対象物質の国際取引については、輸入国政府がまず輸入証明書を発給し、その内容を確認した上で輸出国政府が輸出許可書を発給することとされ、同許可書のうち1通は各送り荷に添付されるが、別の1通は輸出国政府から輸入国政府に直接別送されることになった。こうしてドラッグの合法的な国際取引は、今日みられるように公的文書の発給・確認によって管理・監視されるようになった。

第三のポイントは、「常設中央委員会（Permanent Central Board）」という、連盟理事会が任命する8名の専門家によって構成される新しい委員会が設置された点である。のちに「常設中央アヘン委員会（Permanent Central Opium Board: PCOB）」と呼ばれるようになる同委員会は、今日の国際ドラッグ統制において国連麻薬委員会（CND）と並ぶ主要機関のひとつである「国際麻薬統制委員会（International Narcotics Control Board: INCB）」の前身である。締約国は毎年、PCOBに対して、合法的な国内消費のために翌年に輸入することになるドラッグの見積量を事前に報告したり、ドラッグの生産・製造・消費・輸出入・在庫などに関する統計報告を事後的に提出したりすることが求められるようになった。そして、PCOBは、締約国の国内生産や消費から国際取引にいたるまでの、ドラッグをめぐる国際的な動向について締約国から報告を定期的に受け、それを監視するとともに、もしドラッグの過剰な在庫や不正取引の兆候がみられた場合には連盟理事会と締約国の注意を喚起し、必要に応じて当該国へのドラッグ輸出の停止といった制裁的措置を勧告できるものとされた（第19-27条）。

連盟によって設立され、一部諸国の政府代表などによって構成されたOACが、国際ドラッグ統制システムのあり方、特に国際会議の議題や国際条約の素案などについて検討する半ば立法的機関であったのに対して、1925年ジュネーヴ条約を根拠に設立され、個人資格で参加する委員から成るPCOBは、OACが主導する国際ドラッグ統制システムのもとでドラッグの生産や取引をめぐる国際的動向を監視し、万が一違反を発見した場合には連盟理事会や締約国に対して制裁的措置を勧告するという準司法的機関であった。

このように1924年から1925年にかけて開催された国際アヘン会議、特にその第2会議の成果としてのジュネーヴ条約は、アメリカや中国の不参加にもかかわらず、輸出入許可制度、見積報告、統計報告、PCOBといった、それまでみられなかった新しい国際ドラッグ統制メカニズムの導入に基本

合意したという意味で極めて重要であったといえる。そしてジュネーヴ条約は、1928年9月に発効して以降、1960年代前半に新条約によって代替されるまでの30余年の間、1912年国際アヘン条約と次節で触れる1931年麻薬製造制限条約とともに、国際ドラッグ統制システムの根幹を規定する主要条約として機能することになった。

(3) 麻薬製造制限条約（1931年）とアヘン吸食防止協定（1931年）

ジュネーヴ国際アヘン会議を主導したイギリスは、アヘンの国際取引の規制強化には積極的であったものの、インドなどにおけるアヘンの生産や吸食を早期に全廃することには総じて慎重であった。そして、そうした取引規制ばかりを重視して生産や使用への規制を推進しようとしなないイギリスのやや二律背反的にみえる姿勢こそが、ドラッグ統制の推進、特にその生産に対する規制強化を強く唱えるアメリカにとっては不満であり、そのことがジュネーヴ国際アヘン会議（第2会議）からの同国脱会の一因にもなっていた。

しかし、そうしたイギリス自身も、一方でインドなどでのアヘンの生産や吸食を容認しておきながら、他方では国際社会での影響力拡大のためにドラッグの国際取引の規制強化を推進しようとする自国の立場がある種の矛盾を孕んでおり、国際的な理解や支持を必ずしも十分に獲得できないであろうことは認識していた。特にジュネーヴ国際アヘン会議の席上、アメリカによってそうした自国の姿勢を厳しく追及されたこともあって、イギリスは、同会議をひとつの契機にそのアヘン政策を大きく転換させていく。具体的には、まずインド植民地政府が、イギリス本国の承認をえただうえで1926年2月、医療学術目的以外のアヘン輸出を15年程度で禁止すると発表した。この結果、インド産アヘンの生産量と輸出量はその後大幅に減少することになった。また、イギリスは、マレー半島のペナン、マラッカ、シンガポールなどから成る直轄領の海峡植民地においても、アヘン収

入に依存しない財政構造への変革を急ぐとともに、アヘン吸煙規制強化のための施策を積極的に推進するようになった[後藤 2005: 100-116]。

こうして1920年代後半には、国際アヘン会議の開催、ジュネーヴ条約の締結、主要当事国イギリスのアヘン政策の転換などもあって、国際的なアヘン規制はかなりの進展をみせ、アヘン問題はある程度鎮静化するようになった。他方、1920年代末、アヘンに代わって問題視されるようになったのがモルヒネ、ヘロイン、コカインといった他のドラッグであり、やがてそれらの製造制限の必要性が国際的に強く謳われるようになる。

当時、モルヒネ、ヘロイン、コカインといったアヘン以外のドラッグの主要製造国は、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、アメリカ、そして日本などであり、その総製造量は医療学術上の必要量の実に10倍近くにまで達していた。アヘン問題解決への道筋がある程度みえてくるなかで、アヘン以外のドラッグについてもその製造・輸出量を速やかに制限しなければ、ジュネーヴ条約の発効を契機にその不正取引量ばかりが一挙に増大しかねない事態に国際社会は直面していたのである[後藤 2005: 137]。

そこで1929年9月、モルヒネやコカインなどのドラッグの製造制限について議論する国際会議の開催が連盟総会において決議され、1930年10月から11月にかけてそのための予備会議がロンドンで開催された。そして、1931年5月から6月にかけて本会議となる「麻薬の製造制限に関する会議 (Conference on the Limitation of the Manufacture of Narcotic Drugs)」がジュネーヴで開かれ、同会議において「麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約 (Convention for Limiting the Manufacture and Regulating the Distribution of Narcotic Drugs)」が締結された。

29カ国が署名したこの麻薬製造制限条約は全7章34カ条で構成され、そこでは各国への具体的なドラッグ製造割当量までは明記されなかったものの、締約国には毎年、医療学術目的のための国内消費・輸出・在庫維持な
(龍法 '13) 45 - 4, 330 (1360)

どに必要となる各ドラッグの見積量をPCOBに事前に報告すること（第2条）、そして、その見積総量を超えない範囲でドラッグを製造し、超過分が生じた場合にはそれを次年の製造量から差し引くこと（第6条）などが義務づけられた。また、ドラッグの必要見積量を検査監視するため、のちに「麻薬監督機関（Drug Supervisory Body: DSB）」と呼称されることになる機関を新たに設置し、その4名の委員の任命権をOAC、PCOB、「国際連盟保健委員会（Health Committee of the League of Nations）」、そして「公衆衛生国際事務局（Office international d'Hygiène publique）」⁴の4機関に1名分ずつ付与すること（第5条）が規定された[Wright 1934: 482]。さらに、麻薬製造制限条約では、のちに「ドラッグ・スケジューリング（drug scheduling）」と呼ばれることになる、ドラッグを危険性や医療有用性などを基準に規制方法の異なる複数のグループに分類し、各ドラッグの成分名などを附表（schedule）に記載して管理する方法が初めて採用された（第11-14条）[UNODC 2008: 195]。

なお、麻薬製造制限条約が締結された1931年には、ジュネーヴでの会議とは別に、極東におけるアヘン吸煙状況について検証するための国際会議が11月にバンコクで開催されている。1925年ジュネーヴ協定の第12条では、1912年国際アヘン条約などの適用状況を評価するための会議を適宜開催することが定められており、1931年のバンコク会議は同規定にもとづいて招集されたものであった。そして同会議において、イギリス、フランス、インド、オランダ、ポルトガル、日本、タイ（シヤム）の7カ国によって署名されたのが「アヘン吸食防止に関する協定（Agreement concerning the Suppression of Opium Smoking）」である。わずか7条ほどしかない同協定では、アヘンの小売と分配を政府専売とすること（第1条）、21歳未満の者はアヘン吸煙や吸煙所への立ち入りを禁止すること（第2条）などが規定されたものの、特に目立った実質的な成果はほとんどみられなかった。

(4) 不正取引防止条約（1936年）

1912年国際アヘン条約（ハーグ条約）、1925年ジュネーヴ条約、1931年麻薬製造制限条約の3条約の成立によって、アヘン、モルヒネ、コカイン、ヘロイン、カンナビスといったドラッグの合法取引のための仕組みやルールが整備された。しかし、そうしたドラッグの合法取引に対する規制の整備・強化は、他方でその不正取引活動を拡大させ、そこに利潤を求めて犯罪組織を含む様々なアクターが参入する状況を生み出すことにもなった。そうしたなか、拡大傾向を示すドラッグ不正取引を取り締まるための条約締結の必要性が謳われるようになり、1936年6月、「危険薬品の不正取引の抑制に関する会議（Conference for the Repression of Illicit Traffic in Dangerous Drugs）」が「国際刑事警察委員会（International Criminal Police Commission: ICPC）」⁵のイニシアティブのもとジュネーヴで開催された。そして同会議の議をへて締結されたのが、「1936年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約（Convention of 1936 for the Suppression of the Illicit Traffic in Dangerous Drugs）」である[Sinha 2001]。

ドラッグの不正取引に焦点をあてた史上初の国際条約である不正取引防止条約は、25条から構成されている。同条約の目的は、国際アヘン条約、ジュネーヴ条約、麻薬製造制限条約の3条約が規定する違反行為への処罰を強化するとともに、ドラッグの不正取引を効率的に防止することとされた（前文）。そしてその上で、同条約では、麻薬の製造・転換・抽出・提供・輸送・輸出入などを監禁刑あるいはその他の自由刑による嚴重な刑罰に処すること（第2条）、犯罪人引渡の原則を認めない諸国においては、ドラッグをめぐる違反行為を外国で犯したのちに帰国した自国民を、違反行為が自国で行われた場合と同様に訴追かつ処罰すること（第7条）、ドラッグをめぐる違反行為は犯罪人引渡条約中の引渡犯罪に含まれること（第9条）、そうした違反行為を防止するための諸任務を担当する中央官庁を設

置すること（第11条）、そして、そうした中央官庁は違反行為の防止および処罰を容易にするために相互に協力すること（第12条）などが規定されている。

ドラッグをめぐる違反行為の厳罰化と不正取引の防止を主眼とする不正取引防止条約はしかし、その後限定的な影響力しかもたなかった。この点に関して、前述のマカリストは次のように述べている、「その条文は、統制支持派のほとんどの諸政府にとってはあまりに一般的でしかなく、他方、さらなる義務を回避したいと望む側にとってはあまりにも具体的すぎた。その結果、同条約はわずか10カ国の批准によって発効できるはずなのに、諸政府の意欲の欠如のために、発効が1939年10月まで遅れてしまった」[McAllister 2000: 123]。

不正取引防止条約には当初、日本を含む32カ国が署名した。しかし、同条約が熟議によらないかなり中途半端な内容の取極めであったこともあり、その後の批准は遅々として進まず、最終的に批准した国の数は13カ国にとどまった。しかも、不正取引防止条約は1939年10月になってようやく発効したものの、そのときすでに第2次世界大戦が勃発しており、そうした状況のなかで同条約は事実上死文化してしまうことになる。

(5) 小括

以上、両大戦間期における国際ドラッグ統制システムの変遷について鳥瞰した。両大戦間期は、今日の国際ドラッグ統制システムの基礎が築かれた揺籃期であった。具体的には、1919年、国際ドラッグ統制に関する初の多国間条約である国際アヘン条約がヴェルサイユ条約の成立によって発効した。また、連盟という普遍的国際機構が国際ドラッグ統制システムの形成と運用において中心的な役割を果たすようになり、その中核的機関として1920年にOACが設立されている。さらに、1925年と1931年にはジュネーヴ条約と麻薬製造制限条約がそれぞれ締結され、そうした諸条約を通じ

て、ドラッグの国際取引を管理するための輸入証明書・輸出許可書制度、ドラッグの需要見積量や生産・輸出入量などに関する報告制度、締約国からの報告内容を検査し、その動向の監視を行うPCOBやDSB、ドラッグを複数のグループに分類して管理するドラッグ・スケジューリング方式といった、今日の国際ドラッグ統制の基本的なメカニズムが順次整備されていった。そして、そうした両大戦間期に成立した諸条約とそれらを通じて導入された諸メカニズムを整理統合し、より普遍的な国際システムを構築する動きがみられるようになるのが、次章で論じる第2次世界大戦以後の時期なのである。

3 確立期——第2次世界大戦以後の時期——

(1) レーク・サクセス議定書（1946年）と国連麻薬委員会（1946年）

1945年、第2次世界大戦が終結するとともに、連盟に代わる新たな普遍的国際機構として国連が創設された。そして、そうした第2次大戦を契機とする連盟から国連への移行を受けて、それまでのドラッグ関連の諸取極め——具体的には、①1912年国際アヘン条約（ハーグ条約）、②1925年ジュネーヴ協定、③1925年国際アヘン条約（ジュネーヴ条約）、④1931年麻薬製造制限条約、⑤1931年アヘン吸食防止協定、⑥1936年不正取引防止条約の6つの取極め——について、それぞれの条文を一部修正する必要があると見られ、そのために1946年12月にアメリカ・ニューヨーク州のレーク・サクセスにおいて調印されたのが「レーク・サクセス議定書（Lake Success Protocol）」である。正式名称を「1912年1月23日にハーグで、1925年2月11日、1925年2月19日及び1931年7月13日にジュネーヴで、1931年11月27日にバンコクで、並びに1936年6月26日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する議定書（Protocol Amending the Agreements, Conventions and Protocols on Narcotic Drugs concluded at

（龍法 '13）45 - 4, 334（1364）

The Hague on 23 January 1912, at Geneva on 11 February 1925 and 19 February 1925 and 13 July 1931, at Bangkok on 27 November 1931 and at Geneva on 26 June 1936)」という。

レーク・サクセス議定書は9カ条と附属書から成り、そこでは前述の各取極めについて条文の改正が個別に定められた。たとえば1912年国際アヘン条約に関しては、オランダ政府が当初担い、その後連盟事務総長に委ねられていた条約事務局の機能を国連事務総長に移管することが規定された(第3条)。また、1925年ジュネーブ協定ならびに条約については、国際ドラッグ統制に関する連盟理事会の任務が国連のもとでは経済社会理事会(ECOSOC)へと移管されることとされた(附属書)。このように戦前のドラッグ関連諸条約は、レーク・サクセス議定書によって条文の一部修正がなされたことで戦後も基本的に継承されることになり、それに伴って、そうした諸条約を根拠に設立された常設中央アヘン委員会(PCOB)や麻薬監督機関(DSB)といったドラッグ関連国際機関についても、戦後しばらくの間は存続することとなった。

他方、ドラッグ関連諸条約ではなく連盟の決議によって設置されたアヘン諮問委員会(OAC)については、連盟の解体とともに廃止された。そして、それに代わって1946年、ECOSOCの機能委員会として設置されたのが麻薬委員会(CND)である。連盟時代のOACの後継組織ともいうべきCNDは現在、53カ国の政府代表によって構成され、国際ドラッグ統制システムにおける中心的な政策立案機関として毎年3月にオーストリアのウィーンで通常会期をもち、ドラッグ関連の諸事項を審議するとともにさまざまな決議を採択している。

(2) バリ議定書(1948年)

第2次世界大戦前夜から戦中にかけて、いくつかの新しいタイプの合成ドラッグが開発された。たとえばメサドン(methadone)は、1937年にド

イツで合成され、その後1947年にアメリカで「ドロフィン (Dolophine)」という商品名で販売されるようになった鎮痛薬である。また、ペチジン (pethidine) は、1939年にやはりドイツで合成された鎮痛薬であり、当初は「デメロール (Demerol)」という商品名で知られていた。そして、こうした新しい合成ドラッグは、鎮痛薬のような医療用薬品として使用される一方、その乱用や依存性が問題視されるようになった。しかし、それらは1931年麻薬製造制限条約の締結以降に開発されたため、同条約の規制対象には含まれていなかった。

そこで1948年11月、麻薬製造制限条約の範囲外にある新しいドラッグ、特に合成ドラッグを同条約の統制下に含めるための国際協定が締結された。同協定の正式名称は「1946年12月11日にレーク・サクセスで署名された議定書によって改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する1931年7月13日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下に置く議定書 (Protocol Bringing under International Control Drugs Outside of the Scope of the 1931 Convention for Limiting the Manufacture and Regulating the Distribution of Narcotic Drugs)」といい、一般に「パリ議定書 (Paris Protocol)」と呼ばれている。

パリ議定書は全体が11カ条から構成され、まず第1条において、麻薬製造制限条約で規制されているドラッグと同種の乱用の恐れがあり、かつ、同種の有害作用を生ずると認められるドラッグをみつけた締約国は、自国が有する資料を添えてその旨を国連事務総長に通告すること、そして、事務総長から伝達を受けた世界保健機関 (World Health Organization: WHO) は、通告のあったドラッグが中毒癖を生じさせるか、中毒癖を生じさせる製品に転換することができると認定したときは、麻薬製造制限条約の規制を当該ドラッグに適用すべきかを決定することなどが定められた。また、第2条では、国連事務総長がそうしたWHOの決定または認定を受領するまでの間、CNDが当該ドラッグに対する暫定的な措置を決定できると定め

た。

このようにパリ議定書は、麻薬製造制限条約の規制対象物質に類する依存性や有害作用をもつドラッグが新たに発見された場合に、それを可能な限り迅速に国際統制下に置くための仕組みづくりについて定めたものであった。そして、パリ議定書が発効した1949年から1954年までの間に、新たに20の物質が同議定書の規定にもとづいて国際的な規制対象に追加されている[UNODC 2008: 197]。

(3) ニューヨーク・アヘン議定書（1953年）

1931年麻薬製造制限条約とその適用範囲の迅速な拡大を可能にした1948年パリ議定書によって、モルヒネ、コカイン、ヘロイン、メサドン、ペチジンといった、アヘン以外の合成ドラッグについては、その製造や流通が比較的厳しく規制されるようになった。これに対して、国際ドラッグ統制の発端となったアヘンは、1920年代後半に問題自体が下火になり、代わって他のドラッグが問題物質として国際的に注目されてしまったこともあって、その生産量を明確に制限するといった措置が国際法的に確立されない状態のままになっていた[Bayer and Ghodse 1999]。そこで1953年6月にニューヨークにおいて署名されたのが、「けしの栽培並びにアヘンの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書（Protocol for Limiting and Regulating the Cultivation of the Poppy Plant, the Production of, International and Wholesale Trade in, and Use of Opium）」である。

「ニューヨーク・アヘン議定書（New York Opium Protocol）」と通称されるこの議定書は全体が26カ条で構成されており、その主眼はケシの栽培とアヘンの生産を国際的に厳しく規制することにあった。具体的にいえば、同議定書ではまず、アヘンの使用および輸出入が医療学術目的に制限され（第2条）、その上で、そうした医療学術目的のアヘンを生産・輸出できる国家がブルガリア、ギリシャ、インド、イラン、トルコ、ソ連、ユー

ゴスラヴィアの7カ国に限定された（第6条）。また、翌年に必要とされるアヘンの需要量見積を事前にPCOBに報告することが締約国に義務づけられ、提出された見積内容についてはDSBがそれを検査することとされた（第8条）。さらに、締約国はアヘンの消費・押収・輸出入などに関する統計をPCOBに定期的に提出すること（第9条）、PCOBは、義務違反が認められる場合などには締約国およびECOSOCの注意を喚起したり、当該国もしくは地域とのアヘンの輸出入を禁止したりすることができること（第12条）などが定められた。

このようにニューヨーク・アヘン議定書は、ケシの栽培とアヘンの生産を制限するために、合法的な輸出用アヘンの生産国を一部諸国に限定したり、1931年麻薬製造制限条約などを通してすでに他のドラッグに課されていた規制をアヘンにも適用したりしようとするものであった。しかし、同議定書は1963年3月になってようやく発効したものの、1年9カ月後の1964年12月には、次節で述べる麻薬単一条約の発効に伴ってその効力を失ってしまう。その意味でニューヨーク・アヘン議定書は、条文の一部が麻薬単一条約へと継承されたもののごく短命な国際取極めとして終わってしまったのであり、同議定書の実質的な影響は極めて限定的であったといえる。

（4）麻薬単一条約（1961年）

本稿でみてきたとおり、国際ドラッグ統制をめぐっては1912年国際アヘン条約以来、規制の対象・水準・方法だけではなく締約国の範囲なども大きく異なる複数の取極めが、各時代のニーズや問題に対応するために、いわば対症療法的に締結されてきた。そのため、そうした諸取極め間の関係性は次第に複雑化し、相互の整合性に齟齬が生じたり、条文の解釈や適用に混乱をきたしたりする状況がみられるようになった。そこで国連は、1948年、複雑化したドラッグ関連諸条約を整理統合するための単一条約の（龍法 '13）45 - 4, 338（1368）

策定に着手する。そして、その後13年間にわたる断続的な協議をへて1961年に締結されたのが「1961年の麻薬に関する単一条約（Single Convention on Narcotic Drugs, 1961）」である。この麻薬単一条約は、今日の国際ドラッグ統制システムにおける基本条約であり、後述する1971年の向精神薬条約と1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引条約とともにドラッグ関連主要3条約のひとつとされている。

麻薬単一条約は全体が51カ条で構成され、同条約以前に締結されたドラッグ関連諸条約——すなわち、①1912年国際アヘン条約（ハーグ条約）、②1925年ジュネーヴ協定、③1925年国際アヘン条約（ジュネーヴ条約）、④1931年麻薬製造制限条約、⑤1931年アヘン吸食防止協定、⑥1936年不正取引防止条約、⑦1946年レーク・サクセス議定書、⑧1948年パリ議定書、⑨1953年ニューヨーク・アヘン議定書の9つの条約——を継承し、それらの整理統合を図ろうとするものであった。なお、9条約のうち1936年不正取引防止条約については、麻薬単一条約へと統合する規定をめぐって最終合意にいたらなかったために一部規定を除いて存続したが、他の8条約については、単一条約の発効をもってそれら諸条約の効力が終了するものとされた（第44条）。

麻薬単一条約が従前の諸条約から継承した主な規制メカニズムとしては、たとえば、1925年ジュネーヴ条約と1931年麻薬製造制限条約によって導入されたドラッグ需要量見積報告やその生産・消費・輸出入などに関する統計報告（第19-20条）、1931年麻薬製造制限条約のもとで導入された、ライセンス制度を含むドラッグ製造への諸規制（第29条）、1925年ジュネーヴ条約で成文化された輸出許可書・輸入証明書制度（第31条）などを挙げることができる[UNODC 2008: 198]。

他方、麻薬単一条約には、それまでのドラッグ関連諸条約を単に継承・統合しただけとはいえない別の側面もまた少なからずみられた。そうした麻薬単一条約と従前の諸条約との相違点としては、少なくとも以下の5つ

のポイントを指摘できる。

第一に、麻薬単一条約では附表の大幅な変更が行われた。附表によってドラッグを分類し、異なる水準の規制を適用するドラッグ・スケジューリングは、もともと1931年麻薬製造制限条約で初めて導入された方式である。同条約では、ドラッグは有害性の高い第一類と低い第二類に大別され、前者にはモルヒネやコカイン、後者にはコデイン (codeine) ⁶などが分類された。これに対して麻薬単一条約では、ドラッグ・スケジューリング自体は踏襲されたものの、その附表数が2から4へと増えた。そして、附表Ⅰ (標準的麻薬) には、コカイン、大麻、ヘロイン、メサドン、モルヒネ、アヘン、ペチジンといった依存性の高い植物性あるいは合成ドラッグが含まれたのに対して、附表Ⅱ (準麻薬) にはコデイン系製剤、附表Ⅲ (規制除外麻薬) には附表Ⅰ・Ⅱの製剤で両表から除外されたもの、そして最も規制の厳しい附表Ⅳ (厳重規制麻薬) には附表Ⅰの物質のうち特に危険性が高いドラッグとして大麻やヘロインなどが分類された[宮里 1999: 13]。

麻薬単一条約がそれまでのドラッグ関連条約と異なる第二の点は、1953年ニューヨーク・アヘン議定書で導入された輸出用アヘン生産国への規制が緩和されたことである。単一条約では、ニューヨーク・アヘン議定書が定めるアヘン規制が部分的に継承される一方、深刻な東西対立状況のなかで、アヘン生産国のひとつであるソ連の単一条約への理解と協力を引き出すために、その規制が一部緩和された。また、輸出用アヘン生産国をソ連を含む7カ国に限定していたニューヨーク・アヘン議定書の規定も単一条約には盛り込まれなかった。これもまた、アヘン生産国のなかにアフガニスタンを追加すべきであるとするソ連の主張に配慮した結果であったという[UNODC 2008: 199]。

第三に、麻薬単一条約では、PCOBとDSBを統合した「国際麻薬統制委員会 (International Narcotics Control Board: INCB)」という新しい国際機関 (龍法 '13) 45 - 4, 340 (1370)

関を設立することが規定された。単一条約では、国際ドラッグ統制に関する権限は政府間委員会であるCNDと専門家組織であるINCBの間で分けられ、前者には、附表の改正などを含む同条約の目的の達成および規定の実施のための諸事項についての勧告などを行う権限が与えられた。これに対して、INCBという新設機関には、締約国から提出された需要量見積報告や統計報告を検討し、必要に応じて締約国に説明や是正措置を求めたり、ECOSOCやCNDの注意を喚起したりする権限が付与された（第9-15条）。なお、INCBは、その後1968年に設立され、国連の一機関でありながらも独立性を保障された、国際ドラッグ統制における準司法的機関として活動するようになった。

第四は、ドラッグ対策における取締姿勢、特にドラッグの個人使用に対する刑罰的アプローチが従来以上に強化された点である。たとえば麻薬単一条約は、その前文のなかで「人類の健康及び福祉」を考慮することの重要性を謳う一方、ドラッグへの依存が「個人にとって重大な害悪」であり、それはまた「人類に対する社会的及び経済的な危険」でもあるとの認識を示した上で、締約国が「この害悪を防止し、かつ、これと戦う義務」を負うとしている。それまでの諸条約では、個人のドラッグ使用や依存への強い憂慮は示されても、それが「害悪（evil）」という極めて強い表現で語られることはなかった。その意味で麻薬単一条約は、一方でドラッグ対策を人類の健康や福祉の問題として位置づけ、そこにおける治療的アプローチの必要性を一応唱えながらも、他方では個人のドラッグ依存を「害悪」とみなし、それを従来以上に厳しく取り締まる刑罰的アプローチへの傾倒をより鮮明にしたといえる[Bewley-Taylor and Jelsma 2011: 6]。

そうした「治療」と「刑罰」というドラッグ対策における2つの側面を内包し、両者の間で揺れ動きながらも、より後者重視の姿勢を鮮明にするという麻薬単一条約の特徴は、個別の条文のなかにも読み取ることができる。たとえば第38条では、ドラッグ依存症者の治療・保護・更生のための

便益を供与することが締約国に義務づけられた。しかし、このようにドラッグ問題を健康や保健の観点で捉え、その解決のために治療的アプローチ導入の必要性を部分的に唱える一方、麻薬単一条約では第4条において、ドラッグの生産や輸出入だけではなくその個人使用や所持についても医療学術目的に限定する措置を執ることが、締約国に対して「一般的義務 (general obligations)」として明確に義務づけられた。類似の条文は従前のいくつかの条約にもあり、たとえば、単一条約締結時には未発効であった1953年ニューヨーク・アヘン議定書では、アヘンの使用をもっぱら医療学術目的に限定することがすでに定められてはいた (第2条)。しかし、本稿で詳述してきたとおり、麻薬単一条約以前のドラッグ関連諸条約では、その規制の主眼はドラッグの生産や輸出入を医療学術目的に制限するという点にこそあった。これに対して単一条約では、そうしたドラッグの生産や取引への規制だけでは十分な成果を挙げられないという認識のもと、個人のドラッグ使用までもが規制対象に含められ、医療学術目的以外のドラッグ使用が非合法化された。

また、1936年不正取引防止条約以外のそれまでのドラッグ関連諸条約では、刑罰に関する明確な規定はごくわずかしかなかったのに対して、麻薬単一条約では第36条に「刑罰規定 (penal provisions)」が設けられ、ドラッグの生産・製造・輸出入などが「処罰すべき犯罪」として明記された。しかしその一方、同条では、そうした「処罰すべき犯罪」にあたる行為のなかにドラッグの使用は含まれておらず、その意味で単一条約では、個人のドラッグ使用に対して治療的アプローチをとるか刑罰的アプローチをとるかの判断はやや曖昧であり、それは締約国政府の裁量に委ねられている部分が大きい、と解釈することもできる。

しかし、前文においてドラッグ依存が「害悪」とされ、条文のなかで「一般的義務」として医療学術目的以外のドラッグ使用の非合法化が締約国に課され、さらにドラッグ使用自体は対象として明記されなかったもの

の、条約に反するドラッグ関連行為への刑罰を定めた「刑罰規定」が明文化されたことは、麻薬単一条約が従前のドラッグ関連諸条約よりも刑罰的アプローチ重視へと一歩踏み込んだという印象を与える。

そして最後に、麻薬単一条約がそれまでのドラッグ関連諸条約と異なる点としては、規制対象の拡大を指摘できる。それまで必ずしも明確に規制対象とはなっていなかった、アヘン生産以外の目的で栽培されるケシから取れるケシガラ、コカインの原料となるコカ葉とコカ樹、マリファナやハシッシュの原料となる大麻植物が、麻薬単一条約では規制対象に含められた（第25-28条）。また、それまでの条約では完全に禁止されてはいなかった伝統的なアヘン使用が「医療に準じる場合のアヘン使用」と定義された上で条約発効から15年以内に、そして、医療学術目的以外のカンナビス使用と南米諸国でみられる伝統的なコカ葉咀嚼が25年以内にそれぞれ廃止されることも規定された（第49条）。従前の諸条約では、一般的なドラッグ使用とコカ葉咀嚼などの伝統的な使用を一応区別し、後者を規制対象としない傾向がみられたが、単一条約では、そうした伝統的なドラッグ使用を過渡的留保として一定期間認める一方、その将来的な廃止を明確化した。ちなみに、麻薬単一条約は1964年に発効したため、伝統的なアヘン使用については1979年、伝統的なカンナビス使用とコカ葉咀嚼については1989年にそれぞれの過渡的留保期間が終了している[Bewley-Taylor and Jelsma 2011: 9-10]。

その後、麻薬単一条約をめぐっては、1972年3月に「1961年の麻薬に関する単一条約を改正する1972年の議定書（Protocol amending the Single Convention on Narcotic Drugs, 1961）」がジュネーヴで締結された。この22カ条から成る麻薬単一条約改正議定書では、INCBの構成員数が11名から13名に増員されるとともに、その機能強化が図られた（第2-10条）。また、ドラッグ乱用者が条約の定める犯罪を行った場合、治療、教育、更生、社会復帰などを刑事罰の代替措置とすることができること、そうした

治療や保護に従事する専門人材の養成を推進することなどが定められている（第14-15条）。

（5）向精神薬条約（1971年）

第2次大戦後、覚せい剤、幻覚剤、抗不安剤、睡眠薬といった、麻薬単一条約の規制対象外の物質の乱用が欧米諸国や日本などで社会問題化し、そのための新たな国際的な法規制を求める声が強まった。そうしたなか1960年代に入ると、CNDを中心に国連内において新しいタイプのドラッグ規制をめぐる議論が展開されるようになる。当初は、当時並行的に議論されていた前述の麻薬単一条約改正議定書のなかにそうした新規ドラッグの条項を入れ込み、それらを単一条約の枠組みのなかで統合的に規制することが検討されたが、結局話し合いは合意にいたらず、別個の条約が策定されることになった。こうして1971年2月にウィーンで採択され、その後1976年8月に発効したのが「向精神薬に関する条約（Convention on Psychotropic Substances）」である。

向精神薬（psychotropic substances）とは、中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質の総称であり、広義にはモルヒネやコカインなども含まれるが、それらはすでに麻薬単一条約において麻薬（narcotic drugs）として規制されていたため、1971年向精神薬条約では、そうした麻薬以外の天然もしくは合成の向精神薬が規制されることになった[宮里 1999: 14]。

向精神薬条約は全体が33カ条から成り、そこでは麻薬単一条約の規制メカニズムや枠組みがほぼそのままの形で踏襲されている。たとえば、向精神薬条約では、麻薬単一条約と同様にドラッグ・スケジューリングが採用され、規制水準の異なる4つの附表が定められた。具体的には、附表Ⅰ（乱用の危険性大、医療的な有用性なし）には東アフリカなどで生産されるカート（khat）の成分であるカチノン（cathinone）、カンナビスの主要成分のひとつであるテトラヒドロカンナビノール（THC）、強い幻覚作用（龍法 '13） 45 - 4, 344（1374）

をもたらす通称LSD⁷、セロトニンなどの脳内物質の過剰放出によって多幸感を与える通称MDMA（エクスタシー）⁸などが含まれた。また、附表Ⅱ（危険性大、有用性あり）にはアンフェタミン（amphetamine）やメタンフェタミン（metamphetamine）といった覚せい剤物質、附表Ⅲ（危険性中等度、有用性大）には鎮静剤や抗痙攣薬として使用されるバルビツール酸類（barbiturate）、そして、附表Ⅳ（危険性あり、有用性大）には抗不安薬や睡眠薬として用いられるジアゼパム（diazepam）などがそれぞれ分類された[宮里 1999: 14-15]。

しかし、向精神薬条約は麻薬単一条約と形式的には酷似しているものの、その規制内容は単一条約のそれよりも総じて緩やかであった。たとえば、麻薬単一条約の前文では、ドラッグ依存は「個人にとって重大な害悪」であり、それはまた「人類に対する社会的及び経済的な危険」でもあるとの認識が示されていたのに対して、向精神薬条約の前文では、「害悪」という表現は一切用いられず、ドラッグ規制条約であるにもかかわらず逆に「向精神薬の医療上及び学術上の目的のための使用が不可欠であること、並びにこれらの目的のための向精神薬の入手が不当に制限されてはならないこと」が強調されている。

また、麻薬単一条約では、附表に記載された物質だけではなくその誘導体（ある物質の構造の一部を変化させてできた化合物）やその塩類についても規制対象とされたが、向精神薬条約では、規制対象物質は附表に記載された物質とその塩類にのみ限定され、誘導体に関する言及はなかった。このため、向精神薬条約の規制範囲は、誘導体まで規制できる麻薬単一条約の場合よりも限定的なものにならざるをえなかった[McAllister 2000: 233]。

さらに、麻薬単一条約では、INCBへの規制対象物質の需要量見積報告と生産や輸出入などに関する統計報告が締約国に対して義務づけられたが、向精神薬条約では、需要量見積報告については条文上義務化されな

かった。

このように向精神薬条約の規制が麻薬単一条約のそれよりも総じて緩やかであるのは、覚せい剤、睡眠薬、抗不安薬といった向精神薬を主に製造しているのが先進諸国であり、その製薬業界が厳しい規制を課されることに対して強く抵抗したためであるといわれている。アヘン、ヘロイン、コカインといった麻薬単一条約の規制対象物質が主に発展途上諸国で栽培される植物を原料とするドラッグであったのに対して、向精神薬条約の規制対象物質の多くは先進諸国で製造される物質であり、そのために向精神薬条約の規制は、先進諸国の製薬業界の意向が強く反映する形で、単一条約に比して総じて緩やかなものになったというのである [Sinha 2001]。

(6) 麻薬及び向精神薬の不正取引条約（1988年）とその後

1960年代以降、麻薬単一条約や向精神薬条約の締結などを通して国際ドラッグ統制システムの整備が進められる一方、マリファナ、コカイン、ヘロイン、LSD、覚せい剤などの乱用問題は一向に終息する気配をみせなかった。また、1970年代に入ると、たとえばコカイン生産国のコロンビアで「メデジン（Medellín）」や「カリ（Cali）」と呼ばれる麻薬カルテルが台頭し、国内外で麻薬密輸活動を広範に展開したり、暗殺や抗争などを頻繁に繰り返したりするようになった。

そうしたドラッグの不正取引や乱用の拡大が国際的に問題視されるなか、1984年12月、国連総会では、「薬物の不正取引および乱用への統制に関する宣言（Declaration on the Control of Drug Trafficking and Drug Abuse）」という決議（A/RES/39/142）が採択された。同宣言では、薬物の不正取引と乱用が国際犯罪活動としての様相を呈し、深刻な問題となっているとの認識が示された上で、国連加盟国がその規制と根絶のために努力することが謳われている。また、同宣言とともに国連総会では、CNDがドラッグの不正取引防止のための新条約の策定準備を開始するよう

ECOSOCに対して求める決議（A/RES/39/141）が採択されている。

さらに、1985年12月の国連総会決議（A/RES/40/122）にもとづいて1987年6月には、「薬物乱用および不正取引に関する国際会議（International Conference on Drug Abuse and Illicit Trafficking）」が、138カ国の政府代表のほか国際機関やNGOの関係者などが参加してウィーンで開催された。同会議では、後述する麻薬及び向精神薬の不正取引条約のドラフトが協議されるとともに、「薬物乱用および不正取引に関する国際会議宣言（Declaration of the International Conference on Drug Abuse and Illicit Trafficking）」と「麻薬乱用防止総合対策要綱（Comprehensive Multidisciplinary Outline of Future Activities in Drug Abuse Control: CMO）」という2つの文書が採択されている。また、同会議を記念して会議終了日の6月26日を「国際薬物乱用・不正取引防止デー（International Day against Drug Abuse and Illicit Trafficking）」とすることが宣言された。

同会議宣言では、ドラッグの不正な生産・取引・使用の根絶に必要な資源を提供することが諸国家に共通する義務であるとの認識が示されたほか、政府や国際機関に加えてドラッグ対策におけるNGOの役割が確認された。他方、CMOは、①麻薬および向精神薬に対する不正な需要の予防と削減、②供給の規制、③不正取引の抑制、④治療とリハビリテーション、という4つの章から構成され、その最大の特徴は、供給削減や需要削減といった異なるドラッグ対策を総合的に取り入れた「バランスのとれたアプローチ」を強調している点にあった。

そして、こうしたドラッグの不正取引や乱用に関する一連の会議や文書をへて1988年11-12月にウィーンで開催されたのが「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する条約の採択のための国連会議（United Nations Conference for the Adoption of a Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances）」であり、同会議において採択されたのが「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約

(United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances)」である。

この麻薬及び向精神薬の不正取引条約は34条で構成され、そこではまず前文において、麻薬や向精神薬といったドラッグの不正な生産・需要・取引の拡大が人類の健康と福祉に対する重大な脅威となりつつあるとの認識を示した上で、特にドラッグの不正取引を「国際的な犯罪活動」として位置づけている。そして、同条約では、そうしたドラッグの不正取引を防止するための措置として、第3条において、麻薬単一条約では単に「処罰すべき犯罪 (punishable offence)」とされていた、ドラッグの不正な生産や取引を、より厳しく「(刑事) 犯罪 (criminal offence)」と明記した。さらに、同条では、ドラッグの不正取引をめぐるマネー・ローンダリングに加え、麻薬単一条約では曖昧にされ、解釈の余地が残されていたドラッグの個人使用やそのための所持についても「犯罪」として明確に位置づけられた。このほか、ドラッグの不正取引を取り締まるためのコントロールド・デリバリー (controlled delivery)、いわゆる「泳がせ捜査 (監視付移転)」に関する規定 (第11条) や、海上におけるドラッグの不正取引の取締に関する規定 (第17条) などが定められている。また、不正取引条約では、それまで国際的に規制されていなかった、麻薬や向精神薬の製造に用いられる前駆物質などの原料が2つの附表 (table) に分類された上で規制された (第12条)。

1988年麻薬及び向精神薬の不正取引条約以降、新たなドラッグ関連条約は締結されていないが、ドラッグ関連の国際会議はその後も開催され、宣言文書などが採択されている。

たとえば、1990年2月には国連薬物特別総会が開催され、1991年から2000年までを「国連麻薬乱用撲滅の10年 (United Nations Decade against Drug Abuse)」とする政治宣言が採択された。

また、1998年6月には再び国連薬物特別総会がニューヨークで開催され、
(龍法 '13) 45 - 4, 348 (1378)

「政治宣言 (Political Declaration)」「薬物需要削減の指針に関する宣言 (Declaration on the Guiding Principles of Drug Demand Reduction)」、そして「世界薬物問題対策に関する国際協力強化措置 (Measures to Enhance International Cooperation to Counter the World Drug Problem)」という3つの文書が採択されている⁹。特に政治宣言では、2008年までにコカ樹、ケシ、大麻植物の不正栽培を根絶あるいは大幅に縮小するとの目標が表明された。

さらに、上海国際アヘン委員会開催100周年にあたる2009年3月には、CNDのハイレベル・セグメントがウィーンで開催され、「世界ドラッグ問題に対応するための、統合されバランスのとれた戦略に関する政治宣言および行動計画 (Political Declaration and Plan of Action on International Cooperation towards an Integrated and Balanced Strategy to Counter the World Drug Problem)」という文書が採択された。同文書では、1998年国連薬物特別総会においてドラッグ問題に対する政治的なコミットメントが表明されてから10年の歳月が経過したことを受けて、2019年までの新しい行動計画がまとめられている[High-level Segment, Commission on Narcotic Drugs 2009]。

(7) 国連薬物犯罪事務所 (2002年)

国連は1946年、CNDの事務局機能を担う部局として国連事務局内に「麻薬部 (Division on Narcotic Drugs: DND)」を設置した。DNDは、両大戦間期にOACの事務局機能を果たした連盟事務局の「アヘン課 (Opium Section)」の後身に相当し、しばらくの間ニューヨークに置かれていたが、1955年、PCOBとDSBが拠点を置くジュネーヴへと移転された。さらに1979年には、1968年にPCOBとDSBを統合して設置されたINCBと1971年にアメリカ主導のもとで世界的な「ドラッグとの戦い (War on Drugs)」のために設立された「国連薬物乱用統制基金 (United Nations Fund for

Drug Abuse Control: UNFDAC)」の2機関とともに、DNDはジュネーヴからウィーンへと移動した。そして1991年、DND、UNFDAC、そしてINCB事務局の3者を統合して「国連薬物統制計画（United Nations Drug Control Programme: UNDCP）」が設立された。その後、UNDCPは1997年、「国際犯罪防止センター（Centre for International Crime Prevention: CICP）」と統合されて「国連薬物統制犯罪防止事務所（United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention: ODCCP）」となり、2002年に同事務所が改組されて今日の「国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime: UNODC）」が創設された[UNODC 2008: 197]。UNODCは現在、在ウィーンの国連事務局の一部局となっている。

国連ドラッグ統制に関連するUNODCの主な任務は、ドラッグ問題に関する調査・分析を行ったり、国連加盟国のドラッグ関連条約の締結や国内法整備を支援したりすることにある。今日の国際ドラッグ統制システムにおいては、CNDが主要な政策立案あるいは立法的な機関、INCBが準司法的な機関であるのに対して、UNODCは、一方で両機関の事務局機能を担いつつ、他方ではドラッグ関連司法制度の整備やケシ栽培地域での代替開発などを支援するためのプロジェクトを展開する実施機関という側面も持っている。

(8) 小括

第2次大戦後の国際ドラッグ統制システムの展開にみられる特徴としては、第一に、複数成立し、相互関係が複雑化していたドラッグ関連諸条約が、1961年麻薬単一条約によって一応整理統合されたという点を指摘できる。しかしその後、1971年に向精神薬条約、1988年に麻薬及び向精神薬の不正取引条約がそれぞれ締結された結果、そうした諸条約間には、規制の対象や適用範囲をめぐる微妙な差異や齟齬がみられるようになっている。

第二の特徴としては、戦後になってドラッグ関連諸条約の整理統合が図られる一方、それと並行してドラッグ対策アプローチの多様化あるいは総合化ともいうべき動きがみられるようになったという点を指摘できる。たとえば、麻薬単一条約や向精神薬条約では刑罰規定が明記され、また、麻薬及び向精神薬の不正取引条約では個人使用のためのドラッグ所持や購入が犯罪とされるなど、戦後のドラッグ関連諸条約では刑罰的アプローチが戦前よりも鮮明になったといえる。しかしその一方、そうした諸条約には、個人のドラッグ使用を刑罰ではなく治療の対象とみなす治療的アプローチも部分的に採用されていたのであり、そうした多様なドラッグ対策アプローチを取り込もうとする傾向は、「バランスのとれたアプローチ」を謳ったCMOのような、条約以外のドラッグ関連の宣言や文書になると一層顕著になるといえる。

むすびに代えて

今日の国際ドラッグ統制システムは、1909年の上海国際アヘン委員会以来、約一世紀の歳月をかけて段階的に構築されてきた国際体系であるが、それに対していま、批判や異議申立ての声に向けられている。たとえば、以前から一部のヨーロッパ諸国では、カンナビス使用の非犯罪化やHIV感染予防のためのヘロイン使用者への注射針の無料提供などが行われてきた。そうしたドラッグ使用がもたらす個人的あるいは社会的な弊害を減少させようとするアプローチのことを、供給削減や需要削減と対比して「危害削減 (harm reduction)」と呼ぶ。そして今日、この危害削減を国際ドラッグ統制システムのなかに取り込むように求める声が、NGO関係者や有識者を中心に高まりをみせている。

その代表例のひとつといえるのが、2011年6月にグローバル薬物政策委員会という民間団体が発表した報告書であろう[Global Commission on

Drug Policy: 2011]。同報告書は、これまでの国際ドラッグ統制システムを「薬物統制帝国主義 (drug control imperialism)」と批判し、麻薬単一条約以来の半世紀にもわたるグローバルな「ドラッグとの戦い」は失敗に終わったと宣言する。そしてその上で、危害を与えないドラッグ使用者を犯罪者として取り扱ったり差別したりせず、必要な治療サービスを提供すること、組織犯罪を抑制するためにドラッグ、特にカンナビスの使用の非犯罪化を検討すること、ドラッグ統制はドラッグ市場の縮小ではなくドラッグがもたらす危害の削減を目指すべきことなどを提唱した。

同報告書は国際的に多くの関心を集めたが、その理由のひとつは、それを策定したグローバル薬物政策委員会が、ブラジルの元大統領フェルナンド・エンリケ・カルドーゾ (Fernando Henrique Cardoso)、前国連事務総長のコフィ・アナン (Kofi Annan)、アメリカの元国務長官ジョージ・シュルツ (George P. Schultz)、ヴァージン・グループ創始者のリチャード・ブランソン (Richard Branson) といった錚々たるメンバーによって構成されていた点にあった。

こうしたグローバル薬物政策委員会報告書の事例にも端的にみられるように、国際ドラッグ統制システムはいま、各方面からの批判に晒され、変革を迫られている。しかし、そうした国際ドラッグ統制システムの今日的課題や今後の改革の動向について論じる紙幅は、本稿にはもはや残されていない。それらについては稿を改めて論じることにはしたい。

付記 本稿は、日本学術振興会 (JSPS) 科研費21402036、23401017の助成を受けた。ここに記して謝意を表したい。

注

- 1 インド産アヘンの貿易には「箱 (chest)」という単位が用いられた。1箱には約64キログラムの生アヘンが入っていたが、「箱」はあくまでも重量ではなく一定の容積を示す単位であった。そのなかには幼児の頭部ほどの大きさの

- ボール状の生アヘンが複数入れられていたという[加藤 1980: 138]。そして、英中間の二国間交渉では、1901年から1905年までの期間のインド産アヘンの中国向け輸出量を年平均5万1000箱とし、それを基礎数値としてその10分の1、つまり5100箱ずつを毎年逡減させることに合意したのである[目黒 1993: 10]。
- 2 国際アヘン委員会の9つの決議については、UNODC[2008: 185]にその全文が掲載されている。
 - 3 インドでは、伝統治療の一環としてアヘンを経口摂取する習慣がみられた。
 - 4 連盟保健委員会と公衆衛生国際事務局は、今日の世界保健機関（WHO）の前身的な組織である。
 - 5 ICPCは、今日「インターポール（INTERPOL）」と呼ばれる「国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization: ICPO）」へと1956年に改組された。
 - 6 コデインあるいはメチルモルヒネ（methyilmorpine）は、アヘンの成分であるアルカロイドの一種だが、依存性が弱い。低濃度のコデインが含まれた薬品は、日本では鎮咳剤などとして処方箋なしで市販されている。
 - 7 LSDはドイツ語のリゼルゲ（リゼルギン）酸ジエチルアミド（Lysergsäure Diethylamid）の略であり、その化学名を9,10-ジデヒドロ-N,N-ジエチル-6-メチルエルゴリン-8 β -カルボアミド（9,10-Didehydro-N,N-diethyl-6-methylergoline-8 β -carboxamide）という。1943年にスイス人アルバート・ホフマン（Albert Hofmann）によって開発された。アメリカでは1960年代に若者の間で流行し、その幻覚作用に影響を受けたサイケデリック・アートやサイケデリック・ロック（アシッド・ロック）といった新たなサブカルチャーが生み出された。
 - 8 MDMA（エクスタシー）はその化学名である3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-methylenedioxyamphetamine）の略であり、レクリエーション・ドラッグとして錠剤の形で使用されることが多い。
 - 9 1998年6月に開催された国連薬物特別総会の詳細については、Jelsma [2003]を参照されたい。

参考文献

邦文献

- 加藤祐三（1980）『イギリスとアジア——近代史の原画——』岩波書店。
- 笠原陽子（2006）「フィリピン・レポートと中国の禁煙運動」、『人間文化論叢』（お茶の水女子大学）9: 141-150。
- 後藤春美（1999）「初期国際連盟と阿片麻薬問題——日英両国の取り組みを中心に——」、『国際政治』（122）: 69-86。
- （2005）『アヘンとイギリス帝国——国際規制の高まり1906～43年——』山川出版社。
- 新村容子（2012）「『王立アヘン委員会』とモリソンパンフレット」、斯波義信編『モリソンパンフレットの世界』東洋文庫: 1-26 (<http://toyo-bunko.or.jp/>)

2012年8月24日アクセス)。

船山信次 (2011)『〈麻薬〉のすべて』講談社。

宮里勝政 (1999)『薬物依存』岩波書店。

目黒克彦 (1990)「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書——印度アヘンの輸入逓減法を中心に——」、『愛知教育大学研究報告』(社会科学編) (39): 44-58。

—— (1993)「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書 (三) ——イギリスの世論と政府の対応を中心に——」、『愛知教育大学研究報告』(社会科学編) (42): 1-13。

—— (2009)「鴉片貿易禁止の条約締結について」、『愛知教育大学研究報告』(人文・社会科学編) (58): 117-122。

劉明修 (1983)『台湾統治と阿片問題』(近代日本研究双書) 山川出版社。

欧文献

The American Journal of International Law (AJIL) (1929) “International Convention Relating to Dangerous Drugs,” *The American Journal of International Law*, 23 (3), Supplement: Official Documents: 135-157 (<http://www.jstor.org/stable/2213324/> 2011年11月26日アクセス)。

Bayer, I., and H. Ghodse (1999) “Evolution of International Drug Control, 1945-1995,” *Bulletin on Narcotics*, LI (1&2), Occasional Papers (<http://www.unodc.org/> 2011年9月29日アクセス)。

Bewley-Taylor, David, and Martin Jelsma (2011) *Fifty Years of the 1961 Single Convention on Narcotic Drugs: A Reinterpretation*, Series on Legislative Reform of Drug Policies, (12) (<http://www.tni.org/> 2012年1月2日アクセス)。

Global Commission on Drug Policy (2011) *War on Drugs: Report of the Global Commission on Drug Policy* (<http://www.globalcommissionondrugs.org/> 2013年1月5日アクセス)

High-level Segment, Commission on Narcotic Drugs (2009) *Political Declaration and Plan of Action on International Cooperation towards an Integrated and Balanced Strategy to Counter the World Drug Problem*, UNODC (<http://www.unodc.org/> 2013年1月5日アクセス)。

International Narcotics Control Board (INCB) (2012) *Report of the International Narcotics Control Board for 2011*, New York: United Nations (<http://www.incb.org/> 2012年8月11日アクセス)。

Jelsma, Martin (2003) “Drugs in the UN System: The Unwritten History of the 1998 United Nations General Assembly Special Session on Drugs,” *The International Journal of Drug Policy*, 14 (2): 181-195.

McAllister, William B. (2000) *Drug Diplomacy in the Twentieth Century: An International History*, London and New York: Routledge.

Mills, James H. (2003) *Cannabis Britannica: Empire, Trade, and Prohibition*,

Oxford and New York: Oxford University Press.

Sinha, Jay (2001) *The History and Development of the Leading International Drug Control Conventions*, prepared for the Senate Special Committee on Illegal Drugs (<http://www.parl.gc.ca/> 2012年2月5日アクセス).

Taylor, Arnold H. (1969) *American Diplomacy and the Narcotics Traffic, 1900-1939: A Study in International Humanitarian Reform*, Durham, NC: Duke University Press.

Wright, Quincy (1934) "The Narcotics Convention of 1931," *The American Journal of International Law*, 28 (3): 475-486 (<http://www.jstor.org/stable/2190375/> 2011年11月26日アクセス).

United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) (2008) *World Drug Report 2008* (<http://www.unodc.org/> 2011年11月16日アクセス).